

令和5年7月の大雨により 被害を受けられた農業者等の皆様へ

◎ 県では、7月14日から大雨により被災された農業者等の農地等の復旧や営農継続を支援するため、県単独の補助事業、制度資金を創設しました！

詳しくは、市町村及び最寄りの地域振興局へご相談ください。



農作物が被害を受けた

ハウスが倒壊した

農地等の復旧
や営農継続へ
向けて支援し
ます！

対策1 農業経営等復旧・継続支援対策事業

(★ 既に着手していても対象となる場合があります)

I 農地復旧支援 (補助率 1/3以内)	1 土砂や漂着物などの除去費用等への支援 (＊災害復旧事業の対象とならないもの) 2 農地の地力再生等への支援
II 農業経営等継続支援 (補助率 1/2以内、1/3以内)	1 生産施設・機械復旧支援 2 水稻・大豆支援 (防除費、種子購入費) 3 園芸作物等支援 (防除費、種苗購入費等) 4 畜産支援 (生産施設等の復旧、消毒費用、飼料購入費等) 5 水産支援 (施設の復旧、幼稚魚等の購入費等)

対策2 農業・漁業経営フォローアップ資金 (大雨災害に係る特例措置)

(★ 上記事業の補助残融資にも活用できます)

農業者・漁業者の経営再建や営農の復旧に係る経費への充当

農業経営等復旧・継続支援対策事業

7月の大雨等により、被災した農地や経営基盤の速やかな復旧と農業経営の早期再建を総合的に支援する事業です。

被災された農業者等の皆さんの負担を軽減し、早期の再建を応援します。

◆助成対象者は、市町村長が被害認定をした農業者等となります。

◆希望者は、市町村が定める被害認定申請書を市町村（農政担当課）へ提出してください。

I 農地復旧支援

対策の内容	助成対象経費	補助率
1 農地の復旧支援 【5年・6年度】	① 漂着・堆積物等の除去費用（人件費、賃借料、委託料等） ② 農地等の地力再生費用 （土壌分析費、堆肥・土壌改良資材の投入経費） ③ 農地の保安全管理費用（ほ場の均平等に要する経費） ④ 廃棄又は収穫不能農産物、廃棄資材の処理費用 （人件費、廃棄処理費等）	1/3以内

II 農業経営等継続支援

対策の内容	助成対象経費	補助率
1 生産施設・機械 復旧支援【5年度】	① 生産施設・機械等の復旧に要する費用	1/3以内
2 水稻・大豆への 支援 【5年・6年度】	① 災害による防除の掛かり増し費用 ② 水稻・大豆の種子購入費 【基準種子量：10a当たり水稻4kg、大豆5kg】 （いずれも減収率20%以上の被災農地が1ha以上、 又は、収穫皆無の農地を有すると市町村長が認定した 農業者で、対象ほ場ごとに必要となる購入費が対象）	1/3以内
3 園芸作物等への 支援 【5年・6年度】	① 防除及び生育回復のための追肥に要する掛かり 増し費用 ② 野菜・花き・果樹等の種苗及び生産資材等の購入費 （いずれも減収率20%以上の被災農地ごとに必要と なる種苗や生産資材の購入費が対象）	1/2以内
4 畜産への支援 【5年度】	① 生産施設等の復旧費用、家畜衛生対策に要する 掛かり増し費用 ② 家畜用飼料購入費	1/2以内
5 水産への支援 【5年度】	① 生産施設等の復旧に要する費用 ② 水産養殖業の稚魚等の購入費（大雨により被害を受 けた数量が上限）	1/2以内